

豊山町

耐震改修 促進計画

2021~2030

地震
に
備
え
る
家
づ
く
り

概要版

計画策定及び改訂の目的



平成27年度に策定した「豊山町耐震改修促進計画」は令和2年に目標年度をむかえ、その間における耐震改修促進法の改正や関連計画の見直し、地震災害を取り巻く状況を踏まえ、計画改訂を行いました。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、多くの住宅・建築物が倒壊し、出火・延焼による被害を拡大させるとともに、道路を閉塞し、スムーズな避難・消火・救援活動等の支障となり、甚大な人的・物的被害をもたらしました。

耐震改修促進法の改正(平成17年11月)

頻発する大地震

耐震化の遅れ

東日本大震災の発生(平成23年3月)

愛知県全域は、南海トラフ地震発生の切迫性が高く、甚大な被害が指摘される「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、人命と建築物の被害想定が試算されています。

愛知県建築物耐震改修促進計画の策定

豊山町耐震改修促進計画の策定(平成20年3月)

愛知県建築物耐震改修促進計画の改定
—あいち建築減災プラン2030—

新たな計画の目標年度(令和12年度)

改正耐震改修促進法(平成31年1月)

令和2年度 豊山町耐震改修促進計画の策定(令和3年3月)

- 現状の耐震化状況の把握
- 耐震改修促進法の改正、国の方針、県計画の改定を踏まえた耐震化・減災化の充実

《改訂のポイント》

住宅や建築物等の耐震化状況の確認

計画期間や耐震化数値目標の更新

耐震改修促進法の改正に基づく新たな取り組みの追加

計画の基本的事項

対象区域

豊山町全域

計画期間

令和12年度まで

対象建築物

住宅および特定既存耐震不適格建築物を含む建築物

※住宅:戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅とします。

※特定既存耐震不適格建築物:以下の3種類の建築物とします。

①多数の者が利用する建築物

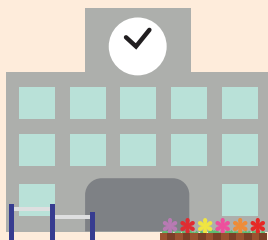
●一定規模以上の学校、保育所、老人ホーム、病院 など

②危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

●建物内に石油類や火薬类等危険物を一定量以上貯蔵している建築物

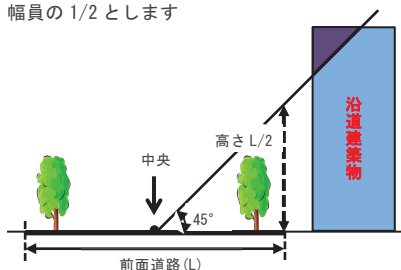
③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

●地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の一定規模以上の建築物



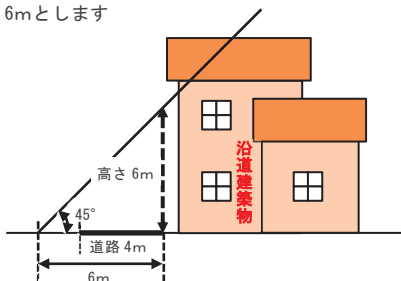
●道路幅員 12mを超える場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2 とします



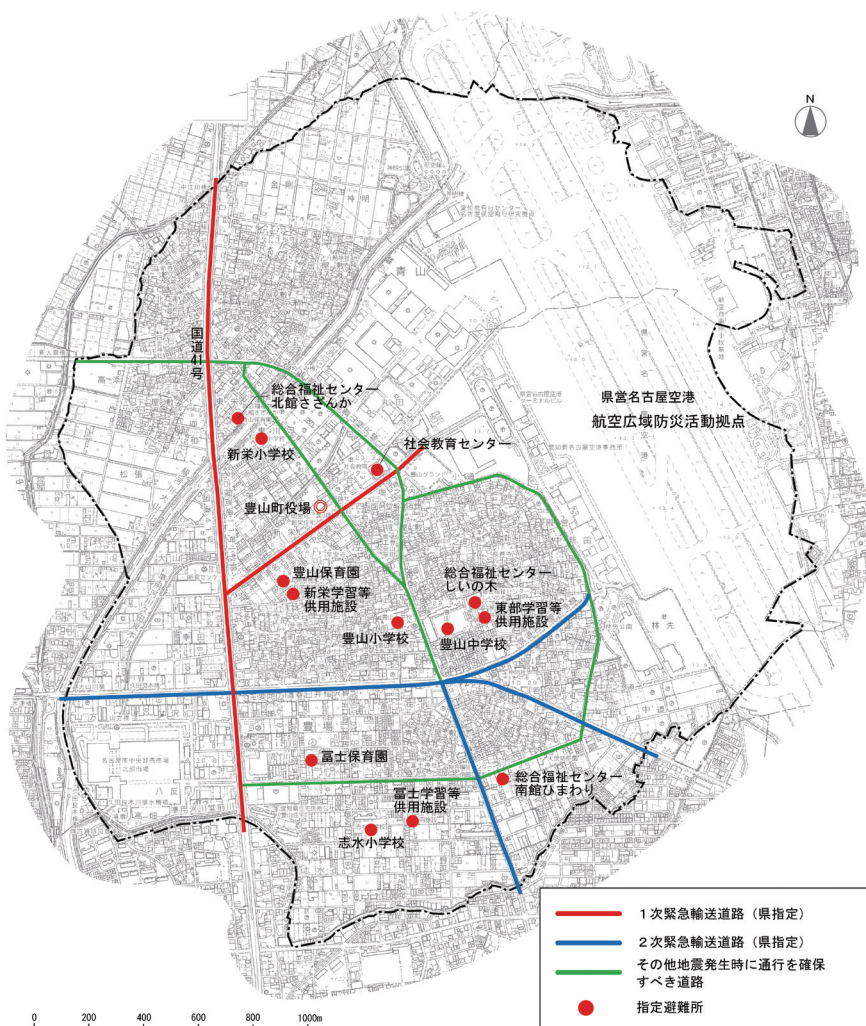
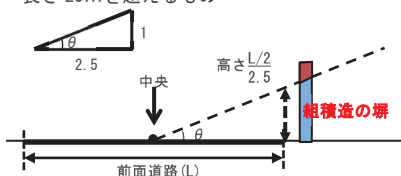
●道路幅員 12m 以下の場合

前面道路幅員が 12m 以下の場合は、6m とします



■組積造の塙の場合

道路の中心からの距離の 1/2.5 の高さで、長さ 25m を超えるもの

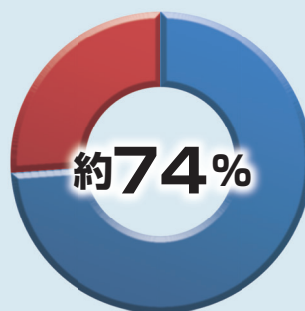


耐震化の現状と目標



住宅

- 耐震性が確保されている住宅は、令和2年度で74%となっていますが、令和12年度には**概ね完了**。住宅の耐震性が確保されるよう耐震化に取り組んでいきます。



現 状
(令和2年度)

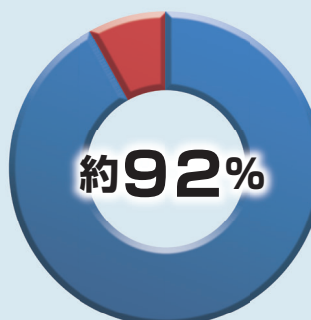


目 標
(令和12年度)

多数の者が利用する建築物

- 耐震性が確保されている建築物は、令和2年度で92%となっていますが、令和12年度には**概ね完了**。建築物の耐震性が確保されるよう耐震化に取り組んでいきます。
- 特に、災害応急対策活動に必要な公共および民間施設については、人命に深く関係する施設であることから、優先的に耐震化を進めます。

※町有建築物については現時点において耐震化100%を達成



現 状
(令和2年度)



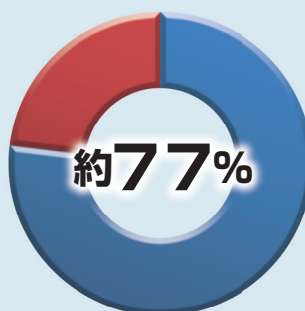
目 標
(令和12年度)

危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

- 愛知県と連携し、災害応急対策活動に必要な施設または「愛知県地域防災計画」で定められた第1次、第2次緊急輸送道路ならびに豊山町が指定したその他の地震発生時に通行を確保すべき道路等に隣接するものを優先して耐震化に取り組んでいきます。
- 特に、航空広域防災活動拠点である県営名古屋空港へのアクセスに問題が生じないように耐震化に取り組んでいきます。

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

- 耐震性が確保されている建築物は、令和2年度で77%となっていますが、令和12年度には**概ね完了**。建築物の耐震性が確保されるよう愛知県と連携して耐震化に取り組んでいきます。



現 状
(令和2年度)



目 標
(令和12年度)

重点的に耐震化を進める区域

重点区域の設定

地震発生時に大きな被害が発生することが想定される区域に対し、重点的に耐震化を促進することは、町全体としてみた被害軽減においても効果が高いと考えます。

本町では、依然として多く存在する木造建物が多く分布している区域を重点区域とします。

倒壊する建築物を減らす取り組みが必要な地区

※建物全壊率(平成27年2月時点の地震対策基礎調査結果に基づく)で評価

木造建物密度 (千棟/km²)

- 4.0より大
- 4.0以下
- 3.0以下
- 2.0以下
- 1.0以下
- 0.5以下
- 0.0

火災による延焼危険度の高い地区

※木造建物密度が2千棟以下/km²より高い地区(平成27年2月時点の地震対策基礎調査結果に基づく)で評価

地震発生時に通行を確保すべき道路に接している地区

※平成19年度策定の当初計画より評価地区は変わりません。

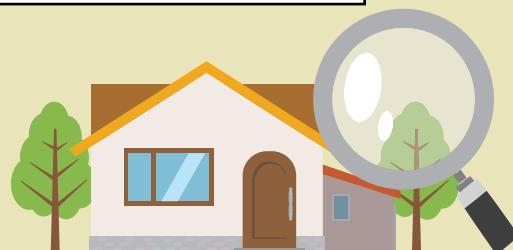
特定既存耐震不適格建築物が多く分布する地区

※平成19年度策定の当初計画より評価地区は変わりません。

0 0.5 1
km

重点区域における取り組み

- 民間建築物等の耐震診断を先行的・重点的に実施するため、「耐震診断ローラー作戦」を積極的に展開します。



耐震化・減災化の方針と取り組み

耐震化促進のための取り組み

- 住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。
- また、愛知県をはじめ、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有し、耐震化に向けて的確に取り組むことが重要です。
- 豊山町においては、下記に示す施策をはじめ、耐震化促進のための様々な施策を推進します。

耐震化促進の体制整備

低コスト耐震化工法の普及

耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

地域における耐震化の取り組みの促進

的確な普及・啓発活動の推進

公的機関による改修促進支援

耐震化促進のための支援施策(制度)の活性化

段階的耐震改修の促進

関連する安全対策

- 住宅や建築物の耐震化のほかに、下記のような安全対策も重要となります。

ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊しないための対策

エレベータの安全対策

地震時の対処方法の周知、安全装置の設置など

耐震シェルター等の設置

室内の一定空間を確保する耐震シェルター等の設置

窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けなど

家具の転倒防止対策

転倒防止器具の取り付けなど

建築物の敷地の安全対策

液状化の危険性がある地域への対策方法の情報提供

耐震関連情報提供場所

- まちづくり推進課では、窓口相談のほか、本計画の報告書や地震防災マップなどの閲覧、各種パンフレットの配布などを行っています。また、ホームページでも耐震診断申込み等の情報提供を行っています。

<http://www.town.toyoyama.lg.jp>

- その他、下記の関連機関等のホームページでも情報提供を行っています。

◆愛知県建築指導課 <http://www.pref.aichi.jp/kenchikushido>

◆愛知県建築物地震対策推進協議会 <http://www.aichi-jishin.jp>



耐震改修に関する支援制度



本町では、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修に係る補助制度により、住宅の耐震化を支援しています。

今後もこれらの支援を継続するとともに、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修事業」や、愛知県の補助制度である木造住宅の耐震診断補助事業と耐震改修補助事業を活用して、住宅の耐震化の促進に努めます。

また、平成28年度に創設した段階的耐震改修、耐震シェルター設置に係る補助制度を活用し、減災化の促進に努めます。

補助の種類	補助内容等
豊山町民間木造住宅無料耐震診断事業	【対象となる建築物】 ・昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅（戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅） 【診断内容】 ・あらかじめ県の講習会を受講し登録した建築士の無料派遣 ・上記耐震診断員による現地調査（立ち会いの上2時間程度の点検・確認） ・耐震診断結果と一般的な補強アドバイスの提示
豊山町民間木造住宅耐震改修費補助金	【対象となる建築物】 町の無料耐震診断を受けて、判定値が1.0未満の結果が出た建物もしくは一般財団法人愛知県建築住宅センターが行った耐震診断の得点が80点未満の判定が出た建物 【補助限度額】 ・1戸あたり限度額100万円(耐震補強工事費(耐震改修に附帯する工事も含む。)及び改修設計費を合算した額とし、100万円または耐震補強工事費の80%のうち少ない額) ・なお、建替えは補助対象ではありません。
豊山町民間木造住宅段階的耐震改修費補助金	一度に耐震改修を実施することができない住宅について、耐震工事を二段階に分けて行う場合に工事費の一部を補助する制度 【対象となる建築物と補助限度額】 1.一段目耐震改修工事 町の無料耐震診断を受けて、判定値が0.4未満の結果が出た建物もしくは一般財団法人愛知県建築住宅センターが行った耐震診断の得点が40点未満の判定が出た建物で、補強計画に基づき、判定値を0.7以上1.0未満とする工事です。一戸当たり限度額は60万円です。 2.二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事を行った建物で、補助金の交付を受けた旧木造住宅について、判定値を1.0以上とする工事です。一戸当たり限度額は30万円です。
豊山町民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金	災害時の避難弱者(高齢者、障がい者)への耐震性の高いスペースを確保するため、耐震シェルターを整備する場合の補助 【対象と補助限度額】 昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅(戸建、併用住宅、長屋、共同住宅)で、かつ、障がい者または65歳以上の高齢者が居住する世帯を対象とします。補助は1戸あたり1基までで、限度額は30万円です。

住宅や建築物の所有者の負担軽減を図るために、下記に示すような支援制度があります。

耐震改修促進税制

●耐震改修を行い、一定の条件を満たした場合には、税制の特例措置を受けることができます。

住 宅 ◆所得税の特別控除 ◆固定資産税の減額措置
事業用建築物 ◆特別償却による税制支援(所得税・法人税)

愛知県住宅供給公社等を活用した共同住宅の耐震化

愛知県住宅供給公社は、管理者(所有者)からの委託を受けて、住宅や共同住宅の耐震診断及び耐震改修を実施します。

また、集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物及び過去に公社が建設した住宅や共同住宅と一体として建設した建築物についても、委託を受けて、耐震診断及び耐震改修を実施します。

耐震改修時の特定優良賃貸住宅等を改修時の仮住居として提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できないことがあります。

そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因のひとつになっています。

そこで、県内で住宅の所有者が耐震改修を行う際、仮住居の確保が必要となる場合に、特定優良賃貸住宅、公的賃貸住宅を仮住居として活用を図ります。

愛知県住宅供給公社等を活用した共同住宅の耐震化

耐震改修時の特定優良賃貸住宅等を改修時の仮住居として提供

関連する安全対策への支援

お問合せ先

豊山町 産業建設部 まちづくり推進課

電 話 : 0568-28-0944

F A X : 0568-29-3151

E-mail : machidukuri@town.toyoyama.lg.jp

※お電話でのお問い合わせは、平日の開館時間(08:30~17:15)で、休庁日は除きます。